

本研究は、オーストラリアにおける移民包摂の都市ネットワーク及び州政府の多文化主義政策の研究をテーマに、2024年9月から2025年3月までの6か月間、オーストラリア・ブリスベン市にあるクイーンズランド大学に籍を置き、取り組んだものである。その間、2024年10月、11月及び2025年2月に、本テーマに関連する国際会議等に参加するため、日本に一時帰国した。また、2024年10月と2025年3月には、メルボルン、シドニー、アデレードというオーストラリアの主要都市を訪問して、現地の州政府等のインタビュー調査を行った。

オーストラリアは連邦制国家であり、連邦政府、州（および準州）政府、地方自治体からなる三層構造の政治制度を採っている。そこで、以下、三つのレベルごとに、今回の研究概要を示したい。

1. 連邦政府

オーストラリアは多文化主義を掲げる移民国家の代表例として、カナダと共に国際的に高い評価を得ている国である。オーストラリアの多文化主義は、白豪主義と呼ばれるアジア系移民を制限する政策から転換し、形成された歴史を持つ。白豪主義は1880年代に始まり、1901年の連邦成立後、直ちに制定された移民制限法によって確立された。しかし、第二次世界大戦後は労働力不足や経済発展の必要性、アジア諸国の台頭、そして人権尊重や反人種差別の国際的潮流が強まる中で、1973年、当時の移民大臣アル・グラスビーが「未来のための多文化社会（A multi-cultural society for the future）」と題した政策文書を発表し、ウィットラム労働党政権は移民制限法を改正し、白豪主義を廃止した。1975年には人種差別禁止法を制定し、その制定記念式典で、与野党党首が多文化主義を支持する演説を行い、多文化主義が超党派の国家方針として宣言された。その後、フレーザー自由党政権に交代したが、1978年のガルバリー報告書によって多文化主義は公式な国家政策として定着し、多文化放送局や多文化教育、多言語サポートなど多様な文化を尊重する政策が推進され、1989年の「多文化オーストラリアのための国家アジェンダ（National Agenda for a Multicultural Australia）」によって、多文化主義政策の定義と三つの原則、八つの目標が示された。

その後も、歴代政権によって「新しい世紀のためのオーストラリアの多文化主義：包括性に向けて（Australian Multiculturalism for a New Century: Towards Inclusiveness）」（1999年）、「多文化オーストラリアのための新たなアジェンダ（A New Agenda for Multicultural Australia）」（1999年）、「多文化オーストラリア：多様性の中の統一（Multicultural Australia: United in Diversity）」（2003年）、「オーストラリアの人々：オーストラリアの多文化政策（The People of Australia: Australia's Multicultural Policy）」（2011年）、2017年：「多文化オーストラリア：団結し、強く、成功する（Multicultural Australia: united, strong, successful）」といった多文化主義に関わる政策文書が作成された。

そして、2022年に始まったアルバジーニー現政権のもとで、二つの重要な政策文書が作成された。一つは2023年12月に公表された「移民戦略（Migration Strategy）」である。この戦略は、経済成長を支える高度人材の確保、労働者の搾取防止、国際教育の質向上、地域社会の強化を目的として、技能ビザ制度の改革や学生ビザの審査強化、地域ビザの優先処理など、移民制度の持続可能性と公平性を確保することを目指している。この戦略のもとになったのが、2023年4月に公表された「移民制度レビュー（Review of Migration System）」である。このレ

ビューは、政府の諮問に基づき、学識者、業界団体、労組、州政府などの意見を集約した重報告書で、移民制度が効率的でなく、不公平と見なされ、複雑で利用しにくい、そして現在や将来のニーズに対応していないことを指摘した。

もう一つが 2024 年 7 月 24 日に公開され、“Towards Fairness : a multicultural Australia for all” と題した多文化フレームワークレビュー (Multicultural Framework Review) である。1973 年のグラスビー文書以来の 50 年間の多文化主義政策を振り返る包括的な文書である。レビューは、オーストラリアの多文化主義を長年リードしてきた Bulent Hass Dellal 氏他 3 名からなるパネルによって実施され、全国各地で 200 回以上の対面・オンラインの協議を行い、1,430 人以上の個人と 750 以上の団体からの意見を収集した。このレビューには、書面、音声、動画といった多様な形式で、すべてのコミュニティ言語による 796 件の意見提出があり、うち 126 件は、英語以外の言語で提出された。筆者は長年オーストラリアの多文化主義をリードしてきた Dellal 氏にインタビューを行う機会を得た。

レビューには多文化担当省の新設、市民権取得に関する英語要件の見直し、NAATI (翻訳・通訳認定機関) への資金強化、公共サービスにおける多様性の促進、先住民族との関係強化、多文化メディアへの支援拡充、反人種差別戦略の強化など 29 の提言が含まれている。

2. 州政府 (State Government)

オーストラリアの多文化主義において、州政府は重要な役割を果たしてきた。連邦制国家であるオーストラリアでは、教育や医療、警察など多くの行政分野が州政府の管轄となっており、多文化主義政策の実施は州政府の方針に大きく左右される。特にニューサウスウェルズ (NSW) 州やビクトリア州では、2000 年代に多文化主義の原則や推進機関を整備し、州の全ての行政機関が多文化主義政策を推進する体制を構築した。筆者が担当者のインタビューを行ったのは、NSW 州、ビクトリア州、南オーストラリア州の 3 つの政府である。特に、NSW 州とビクトリア州の両政府は、競うようにして、オーストラリアの多文化主義をリードしてきたと言ってよいだろう。

(1) NSW 州政府

NSW 州の人口は約 810 万人で、オーストラリアで最も多く、海外生まれの住民の割合は約 29% である (2021 年国勢調査、以下同様)。NSW 州では 1977 年に反差別法を制定している。1978 年に民族問題担当大臣 (Minister for Ethnic Affairs) を、1979 年に民族問題委員会 (Ethnic Affairs Commission, EAC) を置き、多文化主義の推進体制が生まれた。

2000 年にコミュニティ関係委員会及び多文化主義の原則に関する法律 (Community Relations Commission and Principles of Multiculturalism Act 2000) が制定され、多文化主義を明文化するとともに、EAC の後継機関として Community Relations Commission for a Multicultural NSW (CRC) が設置された。その後、2014 年に同法が Multicultural NSW Act 2000 に改称され、CRC も Multicultural NSW へと組織が拡充され、最高経営責任者 (CEO) も置かれ、現在に至っている。

(2) ビクトリア州政府

ビクトリア州の人口は約 650 万人で、オーストラリアで 2 番目に多く、海外生まれの住民の割合は約 28% である。ビクトリア州では、1983 年に民族問題委員会 (Ethnic Affairs Commission)

が設置された。その後、1996年に委員会は多文化委員会 (Victorian Multicultural Commission, VMC) に改組された。2001年には人種・宗教寛容法 (Racial and Religious Tolerance Act) が制定され、人種や宗教に基づく中傷や差別を禁止した。

2004年には多文化主義政策の基本法である Multicultural Victoria Act 2004 が制定され、2011年に改正され、現在に至っている。この法律により、多文化主義の原則が明文化され、州政府の全ての部門に多文化主義の実践と報告が義務付けられている。

現在は、VMC が多文化主義政策の推進と監督を担い、州政府の各機関と連携しながら多様なコミュニティの声を政策に反映している。VMC は12名の委員で構成され、地域諮問委員会を通じて現場の課題把握や支援も行っている。

(3) 南オーストラリア州政府

南オーストラリア州の人口は約180万人で、海外生まれの住民の割合は約25%である。南オーストラリア州では、1976年にオーストラリア初の民族問題担当大臣 (Minister for Ethnic Affairs) が設置され、1980年には民族問題委員会 (South Australian Ethnic Affairs Commission) が設立された。その後、同委員会は1993年に South Australian Multicultural and Ethnic Affairs Commission (SAMEAC) に引き継がれた。

南オーストラリア州政府は2021年に南オーストラリア多文化法 (South Australian Multicultural Act) を制定した。同法の特徴は、多文化主義と同時にインターカルチュラリズムを推進することを明記したことである。また、同時に制定された多文化憲章に基づき、州政府の各部門や公共機関が政策立案やサービス提供を行うことが義務付けられた。SAMEAC は South Australian Multicultural Commission (SAMC) に引き継がれた。

3. 地方自治体 (Local Government)

オーストラリアには、移民包摂に取り組む地方自治体 (日本でいう基礎自治体に相当する) のネットワークが二つある。ウェルカミング・シティーズ (Welcoming Cities) とインターカルチュラル・シティーズ (Intercultural Cities) である。どちらも、移民包摂に関する情報提供や成功事例の共有、専門家による政策評価、優良都市の認証制度といった具体的な枠組みを提供している。

ウェルカミング・シティーズは、2013年にアメリカでウェルカミング・アメリカという NGO (2009年設立) のイニシアティブで始まった都市ネットワークである。このネットワークの影響を受けて、オーストラリアでも2016年にウェルカミング・シティーズがウェルカム・トゥー・オーストラリアという NGO (2011年設立、2018年にウェルカミング・オーストラリアと改称) のイニシアティブによって始まった。現在、94自治体が加盟しており、これはオーストラリアの人口の約53%をカバーしているという。

一方、インターカルチュラル・シティーズは欧州評議会のイニシアティブによって2008年に始まった。当初、欧州都市のネットワークとして始まったが、次第に欧州域外にも広がり、北米やアジア太平洋の都市も参加している。オーストラリアのニューサウスウェルズ州のバラット市とメルトン市、南オーストラリア州のソルズベリー市の3都市が参加している。

両者を比較すると、参加都市数で大きな格差が生じていることがわかる。それは主に二つの理由が考えられる。一つは財政力の差である。ウェルカミング・シティーズは、ウェルカミン

グ・オーストラリアという NPO によるプロジェクトであり、同 NPO はスキャロン財団から大きな財政支援を得ている。それに対して、インターカルチュラル・シティーズは、そういった後ろ盾がなく、独自財源もない中で運営されている。もう一つは、インターカルチュラル・シティーズが提唱するインターカルチュラリズム (interculturalism) という理念の問題である。2000 年代以降、多文化主義 (multiculturalism) に対する否定的評価が広がった欧州と異なり、オーストラリアでは、多文化主義は依然、国家の基本理念と言ってよい。そうした中でインターカルチュラリズムを普及するのは容易ではない。インターカルチュラル・シティーズには欧州評議会という事務局があり、会員都市への様々な支援は存在するが、物理的距離がある中で、オーストラリアの自治体にとっては、なかなか加入のメリットを見出しにくいと思われる。

本研究は、以上のように連邦・州・地方自治体それぞれの移民包摂の取り組みを検討したものである。今後は、三者の関係性を整理するとともに、日本が学ぶべき点を明らかにすることで、研究成果を社会に還元していきたい。また、オーストラリアで得られた知見全般については、国際日本学部における講義や演習に幅広く活用していく予定である。